

# 「ひたちおみやに来い恋！那須クリスマス」ツアー詳細

## 男性セミナーのご案内

日程: 12月2日(土)※予定

時間: 10:00~12:00

対象: ツアー参加予定の男性

講師: 大和撫子和乃会

安達和子 先生(予定)

会場: 常陸大宮市役所 会議室

【プロフィール】

一般社団法人 大和撫子和乃会

「モテしぐさ」や「男塾」など数多くの講座の実績がある講師よりアドバイスいただきます。



## 常陸大宮市紹介

久慈川、那珂川という2つの清流に挟まれ、栃木県との県境に位置する常陸大宮市。市内には、雄大な自然や歴史ある街並みなど魅力的なスポットがいっぱい！ゆっくり時間をかけて市内を巡ったり、テンポよく興味のある名所を訪ねたり。みどころ満載の常陸大宮市に是非お越しください。



日程	行程	食事
12/16 (土)	07:30 つくば駅 == 水戸駅 == 常陸大宮市役所 == 8:30 ===== 那須森のビール園 ===== 11:30【バイキング】  13:00 ===== キャンドルハウス Chu Chu ===== 14:30 13:30【キャンドル作り体験】  17:30 ===== 那須ガーデンアウトレット ===== 15:00 【リース作り&イルミネーション見学】  ===== 常陸大宮市役所 == 水戸駅 == つくば駅 20:00 20:40頃 21:40頃	朝:x 昼:o 夕:x

記号/バス==

お問い合わせのご旅行は運輸機関のダイヤ改正及び各地の道路状況により多少時間が変更になる場合がございます。

## ご旅行条件 (要約)

### お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取れいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

#### ■お申込みに関する旅行契約

この旅行は、株式会社JTB関東(本店:東京都中央区新富町11-2、代表取締役:高橋重吉)旅行業登録第1576号、以下「当社」といいうが企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、由来契約における最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業の旅費支度金額旅行契約の様になります。

#### ■旅行の約束・申込料及び契約成立時期

(1)規定の申込書に規定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。

(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

#### ■旅行代金の支払方法

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって10日前にあたる日より前にお申込みが困難の場合当社が指定する期日までにお支払ください。また、お客様が当社提携カード会員のカード会員である場合、お客様の書名ならびに旅行代金、取消料、追加旅費用などをお支払いいただけます。

この場合のカード利用日は、お客様からお申り出がない限り、お客様の承認日といたします。

#### ■取扱料

取消料は不使用料、但し、不参加の旨ご連絡ください。

#### ■旅行代金に含まれるもの

旅行代金に含まれる運送機関の運賃・料金(往復のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税

これらの運賃は、お客様の都合により一部利用されなくとも原価として払い戻しいたしません。

(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。)

#### ■国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、被害者への損害賠償請求や物損金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、旅行店の係員にお問合せください。

#### ■特別取扱

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の革新的な進歩の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別途特別補償制度に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に故意かつ過失な外因の事故により、その身体、生命又は手荷物上に蒙った一定の損害について、以下の金額の範囲において、賠償金又は見舞金を支払います。

・死亡賠償金: 150万円 → 一回見舞金: 2~20万円 → 通院見舞金: 1~5万円

・旅行品損害賠償金: 10万円につき~15万円

(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

#### ■通常契約と希望されるお客様との旅行条件

当社は、クレジットカード会員のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なしで旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通常契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(乗組旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また複数であるカードの種類も乗組旅行業者により異なります。)

(1)契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承認通知を発信したとき(e-mail等電子承認通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有效期限」等を通知して頂きます。

(2)会員等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通常契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が旅運指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいたした場合はこの限りではありません。

#### ■個人情報の取扱について

(1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報をについて、お客様との間の連絡のために利用させていただけます。お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受取のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を主要旅館に提供することができます。この場合、お客様の氏名及び登録される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方式等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出发前までにお申し出ください。

#### ■旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2017年10月1日を基準としております。又、旅行代金は2017年10月1日現在の有効な運賃・料金を基準として算出しています。各社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

### 旅行企画・実施



感謝のさじこ、いつも。



旅行業公正取引協議会会員



JTB関東

株式会社 JTB関東

Tel: 029-949-8111 おもてなし旅館専門店

http://www.jtbk.jp/omotenashi/



ボンド保証会員

日本旅行業協会正会員

### JTB関東 法人営業水戸支店

〒310-0803 水戸市城南1-1-6サザン水戸ビル2階

営業時間 9:30~17:30(土・日・祝祭日は除く)

TEL: 029-229-5233(FAX: 029-226-4017)

総合旅行業務取扱管理者: 大木慧郎

担当: 加藤・矢吹



おおきなおみやげを運ぶJTB。お客様の旅行が安心・安全で楽しくお過ごし頂けるようお手伝いいたします。

ご旅行の際は、おもてなし旅館専門店「おもてなし旅館」をご利用ください。おもてなし旅館は、おもてなし旅館専門店。